

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 5 月 16 日（金）第 617 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告

- 産業廃棄物処理施設変更許可の申請
- 保安林の指定予定
- 救急病院等の認定
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習
- クリーニング師の研修及び業務従事者に対する講習（通信制）
- 肥料の登録の有効期間の更新

示

- （廃棄物・リサイクル対策課取扱い） 1
- （森づくり推進課取扱い） 2
- （保健医療福祉課取扱い） 2
- （生活衛生課取扱い） 3
- （生活衛生課取扱い） 3
- （経営技術課取扱い） 3

選 挙 管 理 委 員 会 告 示

- 政治団体の名称等の公表（選挙管理委員会取扱い） 4

公 安 委 員 会 公 告

- 警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告（生活安全企画課取扱い） 6

告

示

鹿児島県告示第385号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の2の6第1項の規定により次のとおり産業廃棄物処理施設の変更の許可の申請があったので、同条第2項において準用する同法第15条第4項の規定により、申請書及び周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の変更に関し利害関係を有する者は、知事に対し、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 申請者の名称及び住所並びに代表者の氏名

有限会社マカケ

鹿屋市串良町細山田5530番地3

代表取締役 前村千登勢

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

鹿屋市串良町細山田字水流丸2904番1 外21筆

3 産業廃棄物処理施設の種類

安定型最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ゴムくず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、金属くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい（環境大臣が指定する安定型産業廃棄物に限る。）

5 申請年月日

令和 7 年 1 月 7 日

6 縦覧の場所並びに期間及び時間

(1) 場所

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課及び大隅地域振興局保健福祉環境部衛生・環境課並びに鹿屋市市民生活部生活環境課

(2) 期間及び時間

令和 7 年 5 月 16 日から同年 6 月 16 日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

7 意見書の提出

(1) 提出期限

令和 7 年 6 月 30 日

なお、郵便又は信書便による意見書の提出は、令和 7 年 6 月 30 日までの通信日付印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

鹿児島県環境林務部廃棄物・リサイクル対策課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）

(3) 意見書に記載すべき事項（日本語で記載すること。）

ア 意見書の提出者の氏名及び住所

イ 許可の申請者の名称

ウ 生活環境の保全上の見地からの意見

鹿児島県告示第 386 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 保安林予定森林の所在場所

霧島市国分川原字藁塞 496 番，497 番 2，字鷹原 615 番 1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び霧島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第 387 号

救急病院等を定める省令（昭和 39 年厚生省令第 8 号）第 1 条第 1 項の規定により、次のとおり救急病院又は救急診療所として認定した。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

救急病院・救急診療所の別	名 称	所 在 地	認 定 の 有 効 期 間
救急病院	新村病院	鹿児島市西田二丁目 26 番 20 号	令和 7 年 3 月 20 日から 令和 10 年 3 月 19 日まで
救急病院	国分脳神経外科病院	霧島市国分向花 133 番地 2	令和 7 年 5 月 1 日から 令和 10 年 4 月 30 日まで

鹿児島県告示第388号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修及び講習の名称
 - (1) クリーニング師研修（第 1 型）（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第 137号）に基づく特別管理産業廃棄物管理責任者の資格を得るための研修は、実施しない。）
 - (2) 業務従事者講習（第 1 型）
- 3 研修及び講習の開催年月日並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	会 場 の 名 称	所 在 地
令和 7 年 10 月 19 日	サン・あもり	霧島市隼人町見次1371
令和 7 年 11 月 30 日	鹿児島県住宅供給公社ビル	鹿児島市新屋敷町16
- 4 受講料
 - (1) クリーニング師研修 5,000円
 - (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第389号

クリーニング業法（昭和25年法律第207号）第8条の2第1項の規定によりクリーニング師の研修を、同法第8条の3の規定により業務従事者に対する講習を次のとおり指定した。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 研修及び講習の主催者の名称及び所在地
公益財団法人全国生活衛生営業指導センター
東京都港区新橋六丁目 8 番 2 号
- 2 研修及び講習の名称
 - (1) クリーニング師研修（第 2 型）
 - (2) 業務従事者講習（第 2 型）
- 3 研修及び講習の申込受付期間並びにレポート提出締切年月日

受付開始年月日	受付締切年月日	レポート提出締切年月日
令和 7 年 9 月 1 日	令和 7 年 12 月 5 日	令和 7 年 12 月 15 日
- 4 受講料
 - (1) クリーニング師研修 5,000円
 - (2) 業務従事者講習 4,500円

鹿児島県告示第390号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（％）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住 所
鹿児島県肥第1324号	令和10年6月8日	混合有機質肥料	マルニ有機入り肥料 2 号	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志町志布志

					項は公定規格のと おり	3309番地
--	--	--	--	--	----------------	--------

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による設立の届出があった政治団体、法第7条第1項の規定による異動の届出があった政治団体、法第17条第1項の規定による解散の届出があった政治団体、法第19条第2項の規定による資金管理団体の指定の届出があった政治団体及び同条第3項の規定による資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1 設立の届出があった政治団体

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
いなどめ誠也後援会	稲留 誠也	稲留 成寿	霧島市隼人町住吉1418-3	令和 7 年 3 月 27 日
神野たかし後援会	神野 玲子	藤後 ひろ子	南さつま市加世田ハーモニー 3 の 4	令和 7 年 3 月 28 日
武さとみ後援会	外山 一正	福田 和伸	薩摩郡さつま町中津川5366番地 1	令和 7 年 3 月 31 日
直き心の会	今吉 直樹	大町 守	霧島市溝辺町有川686-2	令和 7 年 3 月 5 日
ひごげんと後援会	肥後 玄十	肥後 玄十	肝属郡南大隅町根占川南3769-2	令和 7 年 3 月 3 日

2 異動の届出があった政治団体

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
自由民主党鹿児島県奄美市区第一支部	永井 章義	会計責任者の氏名	山田 洋子	東 克彦	令和 7 年 3 月 20 日
自由民主党鹿児島県鹿児島市・鹿児島郡区第十五支部	宝来 良治	主たる事務所の所在地	鹿児島市郡元 2-12-1 3 F	鹿児島市郡元 2-12-10	令和 7 年 3 月 28 日
自由民主党喜界町支部	高岡 清信	主たる事務所の所在地	大島郡喜界町赤連2768番地（平政建設内）	大島郡喜界町上嘉鉄435	令和 7 年 2 月 25 日
		代表者の氏名	高岡 清信	榮 哲治	

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
始良地区医師連盟	佐藤 昭人	会計責任者	田代 達也	岩谷 眞宏	令和 6 年

		の氏名			5 月 29 日
池上滝一後援会	中間庭 範男	代表者の氏名	中間庭 範男	小峯 稔	令和 7 年 3 月 10 日
伊集院幼後援会	泉 有智	代表者の氏名	泉 有智	玉利 龍吉	令和 7 年 3 月 11 日
		会計責任者の氏名	中島 秋彦	永島 明広	
指宿医師連盟	今林 正典	代表者の氏名	今林 正典	宮藺 尊仁	令和 6 年 5 月 27 日
		会計責任者の氏名	赤崎 安隆	宮田 敬博	
大野雅子後援会	大野 雅子	主たる事務所の所在地	阿久根市脇本 7132-5	阿久根市山下 994	令和 7 年 3 月 17 日
鹿児島県トラック政治連盟	鳥部 敏雄	主たる事務所の所在地	鹿児島市西別府町 2941 番地 19	鹿児島市谷山港 2-4-15	令和 7 年 1 月 20 日
鹿児島市医師連盟	上ノ町 仁	会計責任者の氏名	大勝 秀樹	堂園 光一郎	令和 6 年 6 月 25 日
鹿児島の未来をつくる会	山口 貴生	代表者の氏名	山口 貴生	福元 昭弘	令和 7 年 3 月 18 日
		会計責任者の氏名	渡邊 隆生	彌常 雅章	
川越桂路後援会	川越 桂路	会計責任者の氏名	川越 桂路	川越 智子	令和 7 年 3 月 28 日
幸福実現党鹿児島南後援会	吉村 香織	代表者の氏名	吉村 香織	野中 靖介	令和 7 年 2 月 7 日
		会計責任者の氏名	吉村 香織	野中 靖介	
是枝みゆき後援会	米丸 聡	会計責任者の氏名	是枝 万穂	東 小百合	令和 3 年 1 月 21 日
私鉄鹿児島交通政策研究会	岡 良二	会計責任者の氏名	栢元 浩紀	尾堂 和清	令和 6 年 10 月 1 日
田添辰郎後援会	田添 辰郎	会計責任者の氏名	田添 辰郎	田添 美穂	令和 7 年 3 月 17 日
種子島キミヒコ後援会	種子島 公彦	政治団体の名称	種子島キミヒコ後援会	種子島きみひこ後援会	令和 7 年 3 月 9 日
		主たる事務所の所在地	大島郡和泊町和泊 526 番地	大島郡和泊町和泊 571 番地	
橋口すま後援会	永池 孝弘	主たる事務所の所在地	出水市黄金町 391	出水市上鯖渕 2418-5	令和 6 年 5 月 1 日
平田和文後援会	平田 和文	会計責任者の氏名	村中 敦男	寺田 九州男	令和 5 年 10 月 16 日
宝来良治後援会	寶来 良治	主たる事務所の所在地	鹿児島市郡元 2-12-1 3F	鹿児島市郡元 2-12-10	令和 7 年 3 月 28 日
八板俊輔後援会	宮下 とみ子	会計責任者の氏名	井元 學	八板 由紀子	令和 7 年 3 月 10 日
わきた彰一後援会	脇田 彰一	主たる事務所の所在地	鹿児島市本城町 359-18	鹿児島市東俣町 3829-6	令和 6 年 10 月 21 日

(1) 政党の支部

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
自由民主党山川支部	指宿市山川新生町 9	福里 宏美	令和 6 年 12 月 30 日

(2) その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	解散年月日
尾上誠後援会	出水市住吉町 28-18	中野 篤博	令和 6 年 12 月 31 日
柿元かずお後援会	鹿児島市坂之上一丁目 39-18	竹ノ内 正明	令和 6 年 12 月 31 日
桂田みち子後援会	鹿児島市宮之浦町 553 - 2	桂田 成基	令和 7 年 3 月 20 日
川村孝則後援会	西之表市住吉 2330	長野 修	令和 6 年 12 月 31 日
さくら会	曾於市末吉町諏訪方 8093-2	山中 雅人	令和 6 年 12 月 31 日
竹下ひでき後援会	西之表市西町 7112 番地	竹下 秀樹	令和 6 年 12 月 30 日
はまがみ幸十後援会	西之表市住吉 1591-1	濱上 幸十	令和 7 年 2 月 20 日
三宅きみと後援会	西之表市東町 110	三宅 公人	令和 7 年 2 月 5 日

4 資金管理団体の指定の届出があった政治団体

届出をした者の氏名	代表者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
今吉 直樹	今吉 直樹	霧島市議会議員	直き心の会	霧島市溝辺町有川 686-2	令和 7 年 3 月 5 日
永野 和行	永野 和行	肝付町長	永野和行後援会	肝属郡肝付町後田 2417-1	令和 7 年 3 月 13 日
宮里 幸彦	宮里 幸彦	日置市議会議員	宮里ゆきひこ後援会	日置市東市来町長里 2197-3	令和 7 年 3 月 17 日

5 資金管理団体の指定の取消し又は資金管理団体でなくなった旨の届出があった政治団体
法第 19 条第 3 項第 1 号による届出があった政治団体

届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
佐多 貴文	佐多たかふみ後援会	令和 6 年 12 月 30 日

公安委員会公告

警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定実施公告

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号）第 23 条の規定により、警備員又は警備員になろうとする者に対し、警備業交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級検定を次のとおり実施する。

令和 7 年 5 月 16 日

鹿児島県公安委員会委員長 石窪奈穂美

1 検定の種別及び級の区分

- (1) 交通誘導警備業務 1 級
- (2) 交通誘導警備業務 2 級

2 検定の実施日時、実施場所及び受検定員

(1) 実施日時

ア 交通誘導警備業務 1 級

(イ) 学科試験

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(ロ) 実技試験

令和 7 年 9 月 6 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

イ 交通誘導警備業務 2 級

(イ) 学科試験

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 9 時から午前 11 時まで

(イ) 実技試験

令和 7 年 9 月 27 日（土）午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 検定当日の受付時間

午前 8 時 30 分から午前 9 時まで

(2) 実施場所

いずれの検定も鹿児島県警察本部（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号）

(3) 受検定員

いずれの検定も 30 人（受付先着順とする。）

3 検定の受検資格

(1) 交通誘導警備業務 1 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員のうち、次のいずれかに該当する者

ア 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が 1 年以上であるもの

イ 鹿児島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

(2) 交通誘導警備業務 2 級

鹿児島県内に住所を有する者又は鹿児島県内の営業所に属する警備員

4 検定の方法及び内容

(1) 交通誘導警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(オ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 交通誘導警備業務の管理に関すること。

(ウ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 交通誘導警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 車両等の誘導に関すること。

(エ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両等の誘導に関すること。

(イ) 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

5 検定申請の手続

(1) 受付の期間及び時間帯

ア 期間

令和 7 年 6 月 16 日（月）から同月 27 日（金）まで（鹿児島県の休日を定める条例（平成元年鹿児島県条例第 37 号）第 1 条の県の休日を除く。）

イ 時間帯

午前 8 時 30 分から午後 4 時まで

(2) 提出書類

ア 交通誘導警備業務 1 級

- (ア) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第9条の検定申請書（検定規則別記様式第1号。以下「検定申請書」という。） 1 通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通
- (オ) 交通誘導警備業務 2 級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書の交付を受けた後、交通誘導警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通
- (カ) 交通誘導警備業務に係る1級検定受検資格認定書の写し（3の(1)のイに該当する場合に限る。） 1 通

イ 交通誘導警備業務 2 級

- (ア) 検定申請書 1 通
- (イ) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの） 2 葉
- (ウ) 受検者の住所地を疎明する書面（鹿児島県内に住所を有する場合に限る。） 1 通
- (エ) 鹿児島県内の営業所に属することを疎明する書面（鹿児島県外に住所を有する警備員又は鹿児島県内に住所を有する警備員で受検者の住所地を疎明する書面を提出しない者に限る。） 1 通

(3) 申請先及び申請方法

ア 申請先

受検者が鹿児島県内に住所を有する場合におけるその者の住所地又は受検者が鹿児島県内の営業所に属する警備員である場合におけるその者が属する営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課又は生活安全刑事課

イ 申請方法

受検者本人がアの申請先に直接持参により申請すること（受検者本人以外による申請、郵送等による申請は認めない。）。

6 検定手数料

交通誘導警備業務 1 級及び同 2 級ともに、14,000円（14,000円分の鹿児島県収入証紙を検定申請書に貼付して提出すること。）

なお、検定申請書を受け付けた後は、検定手数料は返還しない。

7 その他

- (1) 本検定の学科試験の合格発表は、学科試験当日、実施場所において行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験は行わない。
なお、実技試験においても、合格点に達しないことが明らかになった場合は、その時点で当該受検者に対する実技試験を中止し、以降の実技試験は行わない。
- (2) 本検定の最終合格者発表は、実技試験終了後、実施場所において行う。
- (3) 受検に際しては、筆記用具、室内用運動靴、ひも付き警笛及び雨着（雨天時のみ）を持参すること。
- (4) 検定当日、合格者に対しては検定規則第11条の成績証明書を交付する。

8 本検定に関する事務を担当する部局の名称及び問合せ先

鹿児島県警察本部生活安全企画課生活安全許可センター
電話番号 099-206-0110（内線3032・3033）